

まもるっく 規約 重要事項説明書 (Web 申込用)

1 目的について

ALSOKは、通話機能付GPS端末である「まもるっく」を利用し、まもるっくサービス（位置情報等提供サービス、状況確認サービス、かけつけサービス、ALSOKヘルスケアサービスおよびその他サービスで定める各種サービスの総称をいいます。）を提供します。ご契約者様にはALSOKから貸与されたまもるっく端末を使用させていただきます。なお、このまもるっくサービスは警備業法第2条第4号に定める警備業務となります。

2 位置情報等提供サービスについて

(1) ALSOKは次のアからオに定める時点でまもるっく端末の位置情報を記録し、ご契約者様は、「HOME ALSOK Webサイト（まもるっく）」（以下、「Webサイト」といいます。）にて記録した位置情報等を閲覧できるものとします。なお、Webサイトにてメールアドレス等の設定をすることで、次のウからオの通知を受信することができます。

ア Webサイトにて、まもるっく端末の「現在位置を検索する」操作をしたとき

イ Webサイトにて、設定した時刻になったとき

ウ Webサイトにて、設定したエリアを、端末が出入りしたとき

エ Webサイトにて、設定した「緊急通報」、「ライフリズム異常通知」、「転倒感知」の信号（以下、「状況確認信号」といいます。）を受信したとき

オ その他のまもるっく端末の状態の変化（バッテリーの低下等）を受信したとき

(2) ご契約者様は、ALSOKが次のアからウに定める時点で位置情報を取得することを承諾し、ご利用者様からALSOKが位置情報を取得することについての承諾を得るものとします。

ア 状況確認信号を受信したとき

イ 「4 かけつけサービスについて」に記載したサービスの提供に必要な範囲内で利用するとき

ウ その他、ALSOKが必要と判断したとき

3 状況確認サービスについて

(1) ALSOKは、まもるっく端末が送信する状況確認信号を受信した場合、ご利用者様に対し、端末電話番号へ連絡し、状況確認を行うとともに、その結果をWebサイトの「緊急連絡履歴」に登録します。なお、状況確認信号の種類、感知条件、サービス提供の提供時間は、下表の通りとします。

状況確認信号	感知条件	サービス提供の提供時間
緊急通報	まもるっく端末の緊急・通話ボタンを長押しされたとき	毎日 24 時間
ライフリズム異常通知	まもるっく端末のボタン操作と内蔵された加速度センサーが、あらかじめ設定された時間連続して反応しなかったとき	充電中を除く毎日 24 時間（Web サイトでの設定が必要です。）
転倒感知	歩行中に転倒し、一定時間動かなかったとき	充電中を除く毎日 24 時間（Web サイトでの設定が必要です。）

(2) ご利用者様が前号の連絡に回答しない、または異常があることを通知された場合は、緊急連絡先に対して次のアからエの事項を通知・確認するために電話連絡をします。ただし、ご利用者様が緊急連絡先として登録されている場合は、エの確認のみを行います。

ア まもるっく端末から発信された状況確認信号を受信したこと

イ 状況確認の結果

ウ 位置情報

エ かけつけサービス実施の要否の確認

- (3) 前記(2)の電話連絡は、応答した方がいた時点、もしくは全ての緊急連絡先の方が応答しなかった時点で終了します。
- (4) ご契約者様は、全ての緊急連絡先に対し、事前にまもるっくサービスの内容を説明し、承諾を得るものとします。
- (5) 転倒感知は、ご利用者様が歩行中に転倒し、一定時間動かなかった場合を想定しており、次のアからエに定める場合などには、転倒を感知しないことがあります。
 - ア いすなどに座っている状態からすべるように地面に落ちた場合
 - イ 倒れる際、膝が先に地面につき倒れた場合
 - ウ 倒れた後すぐに立ち上がる等、動きがあった場合
 - エ 転倒を感知し、ボタン操作でキャンセルした後、すぐに再度倒れた場合
- (6) ALSOKは、次の「4 かけつけサービスについて」の電話連絡に際し、それぞれの応答した方から申告を受けた「ご契約者様名」、「ご利用者様名」、「住所その他の情報」等のうちいずれかの情報と、ALSOKが保有している当該情報の同一性を確認する方法により、応答した方がご利用者様または緊急連絡先本人であることを確認します。
 - ア ALSOKは、同一性が確認できた場合には、連絡の相手方とご利用者様または緊急連絡先が一致しているものとみなします。
 - イ ALSOKは、同一性が確認できなかった場合には、連絡の相手方がご利用者様または緊急連絡先本人ではないものとして取り扱うことができます。

4 かけつけサービスについて

- (1) ALSOKは、「3 状況確認サービスについて」(6)に関し、緊急連絡先からの出動の依頼により警備員を出動させ、ご利用者様を捜索（以下「かけつけサービス」といいます。）します。かけつけサービスにおけるALSOKの義務は、捜索結果等（発見できなかった場合を含みます。）を所定の方法で所定の連絡先に通知したときをもって（連絡不能の場合はその時点をもって）終了します。なお、捜索時間は1回の出動依頼につき警備員が出動してから1時間を限度とすることを原則とし、最大3時間とします。
- (2) Webサイトの「緊急連絡先に連絡が取れない場合の対応」が「自動かけつけする」に登録されている場合は、ALSOKは、本項の緊急連絡先から出動の依頼がなくても、かけつけサービスを実施するものとします。
- (3) かけつけサービスは以下の場合において捜索を実施しません。
 - ア ご契約者様、ご利用者様の自宅内
 - イ まもるっく端末が高速で移動しているとき
 - ウ 第三者の承諾、同意または許可がなければ進入できない場所
 - エ 進入に対価を必要とする場所
 - オ 山間部、海上、離島その他捜索が著しく困難な場所
 - カ ALSOKのサービス提供地域外
 - キ まもるっく端末の状態（圏外、電源OFF、電波の状態等）による場合
 - ク 契約の状態（解約、休止、料金未払い等）による場合
 - ケ その他捜索が困難とALSOKが判断した場合
- (4) 救急情報を登録された場合、ALSOKは、かけつけサービス提供に際して、消防機関や医療機関からの要請に応じてその情報の提供を行います。ALSOKは救急情報等に基づく医療上の判断は行いません。
- (5) ご契約者様は、ALSOKがかけつけサービスを実施した場合には、その都度、出動料金として、月額サービス料金とは別に、1時間あたり（未滿切上げ）6,000円およびその消費税を支払うものとします。なお、出動料金は、クレジットカードによる支払方法により、カード会社が定める日までに支払うものとします。

5 かけつけサービスの対象となる方に危害が発生または発生するおそれがある場合の措置について

AL SOKは、かけつけサービスにおいて、必要に応じて、警察、消防、救急その他の関係機関に対する通報を行います。ただし、ご利用者様の目的地までの同行またはご利用者様の運送もしくは送迎については、一切実施しません。

6 AL SOKヘルスケアサービスについて

- (1) ご利用者様は、まもるっく端末からAL SOKヘルスケアサービス（電話健康相談サービス）を利用することができます。
- (2) AL SOKヘルスケアサービスの内容は、次のアおよびイに定めるとおりとします。
 - ア 健康・介護にかかわる相談サービス
 - イ 医療機関・介護施設の情報提供サービス
- (3) AL SOKヘルスケアサービスは、AL SOKの委託先または提携先が行う電話による相談受付、紹介等のサービスであり、診断その他の医療行為を行うものではないため、ご利用者様は自らの責任と判断において当該サービスを利用するものとし、AL SOKはその結果について責任を負わないものとします。
- (4) ご利用者様がAL SOKヘルスケアサービスのご利用にあたって、AL SOKの委託先または提携先へ提供する個人情報、ご利用者様ご自身の判断により開示提供することができます。ただし、AL SOKヘルスケアサービスを行うために必要な情報がAL SOKの委託先または提携先に対してご提供いただけなかった場合、AL SOKの委託先または提携先は、適切な対応ができない場合があり、AL SOKはその責任を負わないものとします。
- (5) AL SOKヘルスケアサービスの利用にかかる通信料金はAL SOKの負担とします。ただし、通常利用を著しく超えた場合の通信料金はご契約者様負担とします。

7 その他サービスについて

- (1) 指定登録先着信サービス
 - ア 指定登録先着信サービスは、Webサイトにてまもるっく端末に着信を許可する電話番号を登録することにより、まもるっく端末で、登録した電話番号からの電話を受信することができるサービスです。なお、まもるっく端末から指定登録先に発信することはできません。
 - イ まもるっく端末が受信した通話にかかる通信料金は、発信側の負担とします。
- (2) 緊急速報受信サービス
 - ア 緊急速報受信サービスは、電気通信事業者が配信する緊急速報をまもるっく端末にて表示するサービスです。なお、AL SOKは緊急速報の配信・受信に関して一切の責任を負わないものとします。
 - イ 受信する緊急速報の内容は、地震速報、津波警報および災害避難警報とします。
- (3) SIMカードの貸与
 - ア AL SOKはご契約者様へまもるっくサービスの提供を目的としてSIMカードを貸与します。なお、まもるっくサービスにおける通信サービスは、電気通信事業者の位置情報システムおよび携帯電話通信網を利用して提供するものとします。
 - イ ご契約者様は、AL SOKが貸与しているSIMカードをまもるっくサービスの利用目的以外に使用してはならないものとします。
- (4) Webサイトの利用
 - ア ご契約者様は、Webサイトにアクセスすることで、次の(ア)から(オ)に定める機能を利用できるものとします。
 - (ア) サブユーザー権限の付与
 - (イ) 現在位置の検索
 - (ウ) 各種履歴の閲覧
 - (エ) 各種登録内容の設定および確認・変更
 - (オ) パスワードの再発行

イ ALSOKは、ご契約者様がWebサイトにログインするために必要なメインユーザーIDとパスワードを提供します。ご契約者様は必要に応じ、サブユーザーIDとパスワードを発行することができます。ご契約者様およびサブユーザーIDのご利用者様は、これを第三者に貸与、または譲渡してはならないものとします。

ウ ご契約者様は、ALSOKから提供またはご契約者様が付与したサブユーザーIDおよびパスワードの使用、管理について一切の責任を負うものとし、そのIDおよびパスワードを用いてなされた一切の行為について、ご契約者様が行ったものとみなされることを承諾するものとします。

エ Webサイトのご利用には、Webサイトをご利用する方の通信環境（通信事業者やプロバイダ、携帯端末など）を使用します。

オ Webサイトの利用に伴い発生する通信料金は、Webサイトをご利用する側の負担となります。

カ Webサイトをご利用する方の通信環境の原因により、情報が正常に送受信できない場合に生じた損害についてALSOKはその責任を負わないものとします。

8 実施地域等について

- (1) まもるっくサービスは、日本国内でのみ実施します。まもるっくサービスのうち、電気通信サービスについては、ソフトバンクモバイル株式会社の3G通信サービスおよび4G通信サービスの営業区域となります。ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくい場所等では通信および通話ができない場合があります。
- (2) 通話およびGPS通信のサービス内容については、まもるっく規約等に特別に定めがある場合を除き、サービス提供時のソフトバンクモバイル株式会社の「4G通信サービス契約約款」によるものとし、ALSOKの指定するホームページに掲載します。なお、サービス内容は予告なく変更する場合があります。

9 申込の承諾

ALSOKは、お申込みをいただいたご契約者様に対し、まもるっく端末の送付をもって承諾の意思表示を行います。まもるっく端末を、ご契約者様が受領したときに、契約が成立するものとします。ただし、ALSOKは、契約の申込み内容に虚偽等があると疑われる場合など、サービス提供に支障があると判断したときには、申込みを承諾しないものとします。

10 契約料金について

ご契約者様は、まもるっくサービスの対価として月額サービス料金2,000円（税別）、契約事務手数料4,000円（税別）をクレジットカードによる支払方法により、カード会社が定める日までに支払うものとします。

11 サービス提供期間について

サービス提供期間は、サービス開始日から2年が経過した日が属する月の末日までです。本契約を終了させる場合は、サービス提供期間満了日の30日前までにALSOKへ書面をもってお申し入れください。お申し入れがない場合は、サービス提供期間満了のときからさらに1年間自動更新し、その後も同様とします。

12 ご利用者様の範囲について

ご利用者様の範囲は、ご契約者様およびご契約者様の親族とし、あらかじめご利用者様の同意を得たうえで、ご利用者様情報をALSOKが指定する方法によりALSOKに通知するものとします。

13 開通テストについて

- (1) ご契約者様は、まもるっく端末を受領した日から30日以内に、「はじめてガイド」を参照し、開通テストを実施していただきます。
- (2) ご契約者様がまもるっく端末を受領しなかった場合、ALSOKはサービスを開始しません。
- (3) 開通テストを実施しない場合、ALSOKは適切なサービス提供ができない可能性があります。
- (4) 開通テストを期日までに実施しなかった場合でも、ALSOKは契約料金の請求ができるものとします。

1.4 まもるっく端末の点検について

ご契約者様は、まもるっく端末が正常に稼動していることを定期的に確認していただき、損傷その他の異常を発見した場合には、すみやかにAL SOKにご連絡ください。

1.5 解約について

ご契約者様またはAL SOKは、30日前までに相手方に解約日を記載した書面にて通知することにより、その解約日をもって本契約を解約することができるものとします。

1.6 契約の解除について

AL SOKは、ご契約者様が次の(1)から(11)のいずれかに該当した場合には、なんら通知催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。

- (1) まもるっくご契約者様情報登録内容および本人確認書類に虚偽があった場合
- (2) ご契約者様が本契約上の債務の全部もしくは一部を履行せず、または本契約に違反した場合において催告後相当期間を経過してもその債務を履行せず、または違反状態を是正しない場合
- (3) 破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てを受け、または自ら申し立てた場合
- (4) 差押えもしくは競売開始の決定を受け、または滞納処分を受けた場合
- (5) 支払を停止した場合
- (6) ご利用者様が著しく頻繁にかけつけサービスを利用する、かけつけサービスの内容を超えたサービス提供行為の要請が頻繁にある、ご利用者様の健康状態の変化、AL SOKヘルスケアサービスの電話対応に著しく時間を要するなど、AL SOKが、継続的なまもるっくサービスの提供が困難であると判断した場合
- (7) 窃盗(盗難)や詐欺などの犯罪行為に使用された場合またはそのおそれがある場合
- (8) 暴力団その他の反社会的勢力であると判明した場合
- (9) 暴力、脅迫その他の犯罪を手段とする要求、または法的な責任を超えた不当な要求を行った場合
- (10) 偽計または威力を用いてAL SOKのサービスを妨害した場合
- (11) ご契約者様がAL SOKと締結している本契約以外の契約において、ご契約者様がその契約に定める契約解除要件に抵触する行為をした場合

1.7 解約金について

ご契約者様がサービス提供期間(更新後のまもるっくサービスの提供期間を除きます。)満了より前の日を解約日として本契約を解約したときまたはAL SOKがサービス提供期間の中途をもって本契約を解約したときには、次の算式により算出した額を解約金としてAL SOKに支払うものとします。

月額サービス料金(消費税を除く)×解約日が属する月の翌月から起算して契約満了月までの月数×0.33

1.8 サービス提供の停止について

AL SOKは、次のアまたはイの場合、その事由が解消するまでの間、まもるっくサービスの提供を停止することができるものとし、この停止期間中は、まもるっくサービスを提供する義務を負わないものとします。

ア 地震、噴火、洪水、津波、台風、大規模な伝染病その他の天災地変、戦争、内乱、暴動、官の処分(AL SOKの責めに帰すべき事由に基づく処分を除きます。)、停電、通信回線の障害(メンテナンスを含みます。)、技術的に不可能または著しく困難な事由その他のAL SOKの責めに帰することができない事由が発生した場合

イ 「1.6 契約の解除について」の(1)から(11)に定める事項に該当した場合

19 まもるっく端末およびSIMカードの返還について

- (1) ご契約者様は、次のアからエのいずれかに該当する場合には、ALSOKからの貸与品である、まもるっく端末およびSIMカードをすみやかに返還していただきます。
 - ア 本契約を解除したとき、または解除されたとき
 - イ 本契約を解約したとき
 - ウ 本契約の期間満了後更新をしなかったとき
 - エ その他ALSOKが返還を求めたとき
- (2) 紛失等により貸与品をご返還いただけない、または、ご契約者様の原因により故障していた場合は、次のアおよびイの手数料をクレジットカードによりお支払いいただきます。
 - ア まもるっく端末
1台あたり18,000円(税別)
 - イ SIMカード
1枚あたり5,000円(税別)

20 損害賠償について

- (1) ALSOKは、本契約に基づく仕事に瑕疵があった場合またはALSOKの過失により、この契約に基づく債務をその本旨に従って遂行しない場合もしくはこの契約に基づく義務に違反した場合は、これによってご契約者様に生じた損害を、身体の障害(死亡を含みます。以下同じとします。)に起因する損害と財物の損壊に起因する損害とを合算して1事故10億円を限度として賠償するものとします。ただし、ALSOKは、ALSOKの故意または重過失によってご契約者様に損害が生じたときには、その限度額に限らず、ご契約者様に対してその損害を賠償するものとします。
- (2) ALSOKは、前号の場合において、身体の障害に起因する損害額が10億円を超えたときは、前号の限度額に限らず、ご契約者様に対してその損害を賠償するものとします。
- (3) ALSOKは、(2)のときは、身体上の損害のみ賠償し、それ以外の損害を賠償しません。
- (4) ALSOKは、ALSOKの責に起因して個人情報および機密情報の漏えい、滅失、き損等の事故が発生し、ご契約者様に損害が生じた場合は、ご契約者様に対して実損害を賠償するものとします。
- (5) ご契約者様は、(1)または(2)および(4)の損害が生じた場合は、速やかに書面をもってALSOKに通知するものとします。

21 免責について

ALSOKは、次の(1)から(8)に定める事由の場合、その事由に起因する損害についてその責任を負わないものとします。

- (1) 地震、噴火、洪水、津波、台風、大規模な伝染病その他の天災地変、戦争、内乱、暴動、官の処分(ALSOKの責めに帰すべき事由に基づく処分を除きます。)、停電、技術的に不可能または著しく困難な事由、その他のALSOKの責めに帰することができない事由による場合
- (2) ご契約者様側からの要望により実施したまもるっく規約の定め以外の追加サービス等について、そのサービス提供行為から生じた損害についてALSOKに故意または重過失がない場合
- (3) まもるっく端末が電波の伝わらないところにあつたとき、電源断の状態にあつたとき(バッテリー切れを含みます。)、ALSOKの責任に因らない故障、通信回線の障害(電気通信事業者の電気通信設備の故障に起因するもの、メンテナンスに起因するものを含みます。)等の理由で位置情報の確認や状況確認信号の送信ができなかった場合
- (4) ALSOKが、かけつけサービスの実施にあたり、ご利用者様の発見に努めたにも関わらず、ご利用者様を発見できなかったことにより生じた損害について、ALSOKに故意または重過失がない場合
- (5) ご契約者様が「13 開通テストについて」に定める開通テストを実施しなかった場合
- (6) 第三者がご契約者様のパスワードを使用してまもるっくサービスを不正利用した場合
- (7) ご契約者様側および第三者の責めに帰すべき事由によって、まもるっく端末に故障または不具合が発生した場合
- (8) 本契約に違反した場合または取扱説明書に記載された使用方法等に従わなかった場合

2.2 禁止行為について

ご契約者様は、次の(1)から(10)の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本契約に違反する行為
- (2) 事業のためにまもるっくサービスを利用する行為
- (3) ご利用者様以外にまもるっくサービスを利用させる行為
- (4) ALSOKおよび第三者に不利益を与え、またはそのおそれのある行為
- (5) 犯罪行為、不法行為もしくは公序良俗に反する行為またはこれらに該当するおそれのある行為
- (6) まもるっくサービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為
- (7) まもるっく端末を分解、改造する行為
- (8) まもるっく端末交換時などALSOKが定める場合を除き、SIMカードを着脱する行為
- (9) ALSOKの承諾を得ることなく、本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡もしくは移転し、承継させ、または担保の用に供する行為
- (10) その他、ALSOKが不適切と判断し、ご契約者様またはご利用者様に通知した行為

2.3 ALSOK関連会社への委託について

ALSOKは、まもるっくサービスの全部または一部の提供をALSOK関連会社へ委託することができるものとします。

2.4 かけつけサービスの対象となる方の氏名および住所について

ご利用者様の氏名および住所と同じになります。

2.5 かけつけサービスの報告方法、頻度、時期およびその他報告について

まもるっく規約第23条および第24条をご確認ください。

2.6 かけつけサービスに従事させる警備員の人員について

原則として1名となります。

2.7 かけつけサービスに従事させる警備員が有する知識および技能について

- (1) かけつけサービス実施の基本原則についての知識
- (2) かけつけサービスの適正な実施に必要な法令知識
- (3) 応急の処置に関する知識および技能
- (4) 護身方法に関する知識および技能
- (5) 警備業法で定める法定教育に基づく、知識および技能

2.8 かけつけサービスに従事させる警備員が用いる服装について

公安委員会に届け出ているALSOKの制服を着用します。

2.9 かけつけサービスを実施するために使用する機器または各種資機材について

車両、防刃チョッキ、警戒棒、懐中電灯、無線機、まもるっく端末などを使用します。

3.0 かけつけサービスの依頼、契約内容の変更・解約およびサービスに係る苦情を受付するための窓口について

ALSOKかけつけサービスお客様サポート : TEL 0120-640-481 (毎日24時間受付)

3.1 本人確認について

- (1) まもるっくサービスで使用するまもるっく端末は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律(以下、「携帯電話不正利用防止法」といいます。)の定めに基づき、まもるっく端末を送付するときに、ALSOKが指定した本人確認書類により、

ご契約者様本人であることの確認および本人確認の記録をさせていただきます。次に定める有効期限内の書類の原本をご用意ください。

- ア 運転免許証
- イ 日本国パスポート
- ウ 健康保険証
- エ 外国人登録証明書
- オ 年金手帳
- カ その他公的な書類

(2) 前号の住所が申込時に登録した住所と異なる場合は、次のいずれかの書類により現住所を確認させていただきますので、発行日から3ヶ月以内のものをご用意ください。

- ア 公共料金領収書(電気・都市ガス・水道等)
- イ 住民票

※携帯電話不正利用防止法に基づき、本人確認の結果を必要に応じて本人確認書類の発行元機関に提供する場合があります。

※携帯電話不正利用防止法に基づき、警察からの要請があったときなど、必要に応じて再度本人確認をさせていただきます場合があります。なお、確認に応じていただけないもしくは確認できないときは、サービスの提供を停止させていただきます場合があります。

3 2 電磁的方法による各種お手続きのご案内について

まもるっくサービスのご利用に際して、次のお手続きは電磁的方法（Webサイト、電子メール）にて行います。ただし、ご契約者様からの要請があれば書面にて対応することもできます。なお、WebサイトはSSLにより通信を暗号化しております。

電磁的方法によるお手続き	方法および種類
契約内容の変更 (ご契約者様の電話番号およびご利用者様の情報等)	ご契約者様にWebサイトにて変更登録していただきます。
状況確認サービスおよびかけつけサービスの実施結果	ALSOKがWebサイト上に掲載いたします (掲載期間は3ヶ月)。

3 3 まもるっく規約の変更について

ALSOKは、まもるっく規約を変更することがあります。この場合、まもるっくサービスの提供条件は変更後の規約によります。ALSOKは変更後の規約を、変更後速やかにご契約者様に通知します。ALSOKのご契約者様への通知は変更後の規約をWebサイトへ掲載する方法その他の方法により行われるものとします。